

青梅市情報公開条例および青梅市個人情報保護条例の改正について

1 青梅市情報公開条例の改正について

(1) 改正の理由

本市における情報公開制度の総合的な推進を図るため、次の基本方針により、現行の青梅市情報公開条例を改正します。

(2) 基本方針

ア 市政に関する情報について、積極的に公開していく姿勢を示す観点から、「市民の知る権利」を踏まえて、広く「何人」にも公開請求権を認めるとともに、市が市政に関する「説明責任」を全うするために、公文書は「公開が原則」であることを明記し、総合的な情報公開の推進を図る。

イ 「権利の濫用」に当たる請求に対する拒否規定の整備をするとともに、その運用を厳格なものとするため、諮問機関による意見聴取の上、判断するようにする。

ウ 国の法律や、他の自治体の条例を踏まえ「公文書の定義」や「非公開情報」に関する規定等を改めるとともに、その他必要な規定を整備する。

(3) 青梅市情報公開条例の見直しの内容

ア 条例の目的規定に「市民の知る権利」および市の「説明責任」について明記する。

見直し後	現行
市民の知る権利を尊重し、何人にも公文書の公開を請求する権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、青梅市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視のもとに公正で透明な市政を推進することを目的とする。	市政に関する情報の公開を求める市民等の権利を保障するとともに、公文書の公開について必要な事項を定めることにより、市政運営の公開性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民による市政の監視・参加を促進し、もって公正で開かれた市政の推進を図ることを目的とする。

イ 公開請求の対象となる公文書の定義の記述を、現行の決裁供覧管理文書から組織供用保有文書に見直す。

見直し後	現行
実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの	実施機関において決裁、供覧等が終了し、実施機関が管理しているもの

ウ 公文書の公開を請求する者に対して、適正な請求および適正な使用を義務付ける。

見直し後	現行
公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に則し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。	この条例の定めるところにより、公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

エ 公文書の公開請求権を「何人（なんびと）」にも認める。

見直し後	現行
何人（なんびと）	市内在住・在勤・在学者、所在する法人および利害関係人

オ 情報公開制度の趣旨に反するような請求が行われ、それにより市の行政事務の遂行に支障が生じないようにするため、公文書の公開を請求する権利の濫用に当たる請求を拒否することができる規定を設ける。ただし、権利の濫用に当たる請求を拒否する場合には、実施機関は、あらかじめ青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会に意見を聴かなければならないとする規定を設ける。

見直し後	現行
1 何人も、この条例にもとづく公文書の公開を請求する権利を濫用してはならない。 2 実施機関は、前項に規定する公文書の公開を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。 3 実施機関は、前項の規定により請求を拒否するときは、あらかじめ青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。	規定なし

※ 権利の濫用に当たる請求を拒否することは、請求者の権利侵害を生むおそれがあるため、裁量権の逸脱が生じないよう具体的なガイドラインを作成しその運用を図っていく。

カ 請求書に形式上の不備があると認めるときは、その補正を求めることができる規定および当該補正に応じない場合には当該請求を拒否することができる規定を設ける。

見直し後	現行
1 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 2 実施機関は、前項の場合において、請求者が正当な理由なく同項の期間内に補正を行わないときは、当該公開請求を拒否することができる。	規定なし

キ 公文書は、公開が原則である旨を規定する。

見直し後	現行
実施機関は、公開請求があったときは、個人情報等の非公開情報を除き、当該公文書を公開しなければならない。	実施機関は、個人情報等が記録されている公文書は、公開しないことができる。

ク 非公開情報の範囲に関する現行の規定を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」および他の自治体の条例を参考に記述を見直す。

見直し後	現行
1 法令秘情報	法令秘情報（第9条第5号）
2 個人情報	個人情報（第9条第1号）
3 法人等情報	法人等情報（第9条第2号）
4 公共の安全に関する情報	公共の安全に関する情報（第9条第4号）
5 審議検討協議情報	市政執行に関する情報 国等協力関係情報（第9条第3号ア） 意思形成過程情報（第9条第3号イ） 合議制機関等情報（第9条第3号ウ） 事務事業に関する情報（第9条第3号エ）
6 行政運営情報	

別紙1 非公開情報新旧対照表（青梅市情報公開条例）を参照

ケ 公益上の理由による裁量的公開の規定および公文書の存在を明らかにしないで、公文書の公開請求を拒否できる存否応答拒否の規定を設ける。

見直し後	現行
1 実施機関は、公開請求にかかる公文書に非公開情報（法令秘情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。 2 公開請求に対し、当該公開請求にかかる公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。	規定なし

コ 請求書の補正に要した日数は、公開等の決定期間に算入しないこととする規定を設ける。

見直し後	現行
請求書が到達したときは、到達した日の翌日から起算して14日以内に、公開請求に対する決定をしなければならない。ただし、請求書の記載内容に補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	請求書が到達したときは、到達した日の翌日から起算して14日以内に、公開請求に対する決定をしなければならない。

サ 非公開の際の理由付記について、適用規定および適用根拠の具体的な記載が必要なことを明記する。

見直し後	現行
1 公文書の一部を公開する決定または公文書を公開しない決定をしたときは、その理由を付記しなければならない 2 前項の規定による理由の付記は、公開しないこととする根拠規定および当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。この場合において、公文書の不存在の場合には、調査の経緯および不存在であるとの判断に至った過程を付記しなければならない。	公文書の一部を除いて公開する旨の決定または公開請求を認めない決定をしたときは、その理由を付記しなければならない。公文書の不存在の場合には、調査の経緯および不存在であるとの判断に至った過程を理由の中で明らかにしなければならない。

シ 公開請求の対象となる公文書が著しく大量である場合に、公開決定等の期限の特例を設けるとともに、大量請求にかかる手数料の予納制度を設ける。

見直し後	現行
公開請求にかかる公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 60 日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、公開請求にかかる公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書について手数料の予納があった後相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。	規定なし

ス 公開請求の対象となる公文書に第三者に関する情報が記録されている場合の手続について規定する。

見直し後	現行
1 公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、公開決定等に先立ち、第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。 2 次のいずれかの公文書を公開するときは、第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。 (1) 個人情報または法人等情報ではあるが、人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要なもの (2) 公益上の理由による裁量的公開をするもの 3 実施機関は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が公開に反対したときは、公開決定の日と公開をする日との間に 2 週間以上の期間を置き、公開決定をした旨等を第三者に通知する。	実施機関は、公開決定等する場合において、当該決定等にかかる公文書に実施機関以外のものに関する情報が記録されているときは、必要に応じてこれらのものの意見を聴くことができる。

セ 請求者が、正当な理由なく公文書の公開に応じないときは、当該公文書を公開したものとみなすとともに、写しの交付または閲覧（大量請求の場合のみ）にかかる手数料を徴収する規定を設ける。

見直し後	現行
実施機関が公文書の公開をするため、公開をする日時および場所を指定したにもかかわらず請求者が当該公開に応じない場合に、当該公開に応ずるよう催告をしても、請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、公開をしたものとみなす。この場合において、請求者が公文書の公開を写しの交付の方法または閲覧（大量請求の場合の閲覧に限る。）の方法により行うことを求めていたときは、公開手数料を徴収する。	規定なし

ソ 公文書の公開を、写しの交付の方法により行う場合の公開手数料を定める。また、公開の方法が閲覧であっても、著しい大量請求の場合には、公開手数料を徴収する。なお、著しい大量請求の場合の分割処理において、残りの公文書について全部の写しの交付を受け、または全部を閲覧するとした場合の公開手数料の見込額を一定の期限までに予納しなければならないとする規定を設ける。

見直し後	現行
1 公文書の公開を写しの交付の方法により行うときは、公開手数料を徴収する。 写し（白黒）１枚につき １０円 写し（カラー）１枚につき ２０円 2 公開請求が大量請求に該当する場合で、公文書の公開を閲覧の方法により行うときは、閲覧に供した公文書について公開手数料を徴収する。 閲覧 １００枚までごとにつき １００円 3 公文書の写しの交付を行う場合における当該写しの送付に要する費用は、請求者の負担とする。 4 大量請求にかかる公文書のうちの相当の部分につき公開決定等をした場合で、請求者が公文書の公開について写しの交付または閲覧の方法により公開を受けようとするときは、請求者は、残りの公文書について全部の写しの交付を受け、ま	1 公文書の公開に要する費用は、無料とする。 2 公文書の写しの交付を受ける請求者は、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

たは全部を閲覧するとした場合の公開手数料の見込額を予納しなければならない。	
5 実施機関は、特別の理由があると認めるときは、公開手数料を減額し、または免除することができる。	

タ 第三者からの審査請求を却下または棄却する場合は、審査請求に対する裁決の日と公文書の公開の日との間に最低２週間は置かなければならないこととする規定を設ける。

チ 公文書のうち公表を義務付けるものを定める規定を設ける。

見直し後	現行
法令等で別段の定めがある場合または非公開情報に該当する場合を除き、次に掲げるものを公表しなければならない。 (1) 市の長期計画その他市の重要な基本計画 (2) 前号の計画のうち、実施機関が定めるものにかかる中間段階の案 (3) 地方自治法第１３８条の４第３項に規定する執行機関の附属機関またはこれに類するもので実施機関が定めるものの報告書および議事録ならびに当該附属機関等への提出資料 (4) 実施機関が定める市の主要事業の進行状況 (5) その他実施機関が定める事項	規定なし

ツ 附属機関等は、その会議を公開するものとする規定を設ける。

見直し後	現行
附属機関等は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 他の法令等に特別の定めがある場合 (2) 非公開情報に該当する事項を審議する場合 (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部または一部を公開しないこととした場合	規定なし

テ 情報の公開について市長が協力を要請する相手先に、市の公の施設を管理する指定管理者を加える。

見直し後	現行
市が出資している法人、市が事業運営費を助成している公共的団体および市の公の施設を管理する指定管理者に対して、この条例の趣旨にもとづき、当該団体が保有する情報（指定管理者については、当該公の施設の管理に関する情報に限る。）を公開するよう協力を要請するものとする。	市が出資している法人および市が事業運営費を助成している公共的団体（以下「公共的団体等」という。）に対して、この条例の趣旨にもとづき、当該公共的団体等が保有する情報を公開するよう協力を要請するものとする。

ト 情報公開制度の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適正な管理についての規定を設ける。

見直し後	現行
1 実施機関は、情報公開制度の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するよう努めなければならない。 2 実施機関は、市規則その他の実施機関が定める規則、規程等（以下「市規則等」という。）で定めるところにより、公文書の管理に関する定めを設けなければならない。 3 前項の市規則等においては、公文書の分類、作成、保存および廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項について定めるものとする。	規定なし

ナ 情報公開条例が適用されない公文書の取扱いについて規定を設ける。

見直し後	現行
1 この条例は、平成１０年４月１日以後に作成し、または取得した公文書について適用する。 2 実施機関は、前項に規定する日前に作成し、または取得した公文書について公開の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。	この条例は、平成１０年４月１日以後に作成し、または取得した公文書について適用する。

ニ その他文言の整理等、所要の規定の整備を行う。

2 青梅市個人情報保護条例の改正について

(1) 改正の理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）の改正を踏まえた規定の見直し、および青梅市情報公開条例（平成9年条例第29号）の改正に合わせた規定の整備を行うものであります。

(2) 行個法の改正の内容

「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）」により行個法が改正され、個人情報の定義についての明確化および要配慮個人情報の規定が新設された。（平成29年5月30日施行）

ア 個人識別符号

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別するもの等を「個人識別符号」と定義し、「個人情報」には「個人識別符号」が含まれることが明確化された。

イ 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と規定された。

(3) 青梅市個人情報保護条例の見直しの内容

ア 個人情報の定義の明確化

行個法の改正を踏まえ、個人情報の定義を見直すとともに、「個人識別符号」および「要配慮個人情報」の定義を追加する。

見直し後	現行
1 個人情報 個人に関する情報で、次のいずれかに該当するもの (1) 当該情報に含まれる氏名、生	1 個人情報 個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報

年月日その他の記述等（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） (2) 個人識別符号が含まれるもの 2 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市規則で定めるものをいう。 (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの (2) 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号、その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの 3 要配慮個人情報 本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報という。	および法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
---	--

イ 要配慮個人情報の定義を定めることに伴い、個人情報の収集制限の規定を見直す。

見直し後	現行
実施機関は、要配慮個人情報収集してはならない。ただし、法令または条例の定めがある場合、または取扱目的を達成するために必要な場合であって、青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、適正な行政執行を行うために必要であると認めたときは、この限りでない。	実施機関は、次の各号に掲げる個人情報収集してはならない。ただし、法令または条例の定めがある場合、または取扱目的を達成するために必要な場合であって、青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、適正な行政執行を行うために必要であると認めたときは、この限りでない。 (1) 思想、信条および宗教に関するもの (2) 社会的差別の原因となるまたはなり得る事実に関する所定のもの

ウ 目的外利用および外部提供に関する規定の整備を行う。

見直し後	現行
実施機関は、保有個人情報に関し次に掲げる取扱いをしてはならない。 (1) 収集の取扱目的の範囲を超えた保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。） (2) 実施機関以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）	実施機関は、収集の取扱目的の範囲を超えた保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）または実施機関以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

エ 保有個人情報の開示義務を明確にするとともに、非開示情報に関する記述を青梅市情報公開条例の改正に合わせ見直す。

見直し後	現行
実施機関は、開示請求にかかる保有個人情報に非開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない。	実施機関は、開示請求にかかる保有個人情報に非開示情報に該当する場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。
1 法令秘情報	法令秘情報（第14条第1項第1号）
2 開示請求者以外の個人に関する情報	第三者に関する情報 （第14条第1項第4号）
3 法人等情報	
4 公共の安全に関する情報	行政運営情報 （第14条第1項第3号）
5 審議検討協議情報	

6 行政運営情報	個人の評価、指導、相談等に関する情報 (第14条第1項第2号) 行政運営情報 (第14条第1項第3号)
----------	--

別紙2 非開示情報新旧対照表(青梅市個人情報保護条例)を参照

オ 裁量的開示の規定および保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる存否応答拒否の規定を設ける。

見直し後	現行
1 開示請求にかかる保有個人情報に非開示情報(法令秘情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 2 開示請求にかかる保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	規定なし

カ 開示等請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し補正を求めることができる規定を設ける。

見直し後	現行
請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。	規定なし

キ 開示等請求書の補正に要した日数は、開示等の決定期間に算入しないこととする規定を設ける。

見直し後	現行
実施機関は、請求書が到達したときは、到達した日の翌日から起算して開示請求の場合は14日以内に、訂正請求、削除請求および中止請求の場合は30日以内に、当該請求を認めるかどうかの決定をしなければならない。ただし、請求書の記載内容に補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	実施機関は、請求書が到達したときは、到達した日の翌日から起算して開示請求の場合は14日以内に、訂正請求、削除請求および中止請求の場合は30日以内に、当該請求を認めるかどうかの決定をしなければならない。

ク 非開示の際の理由付記について、適用規定および適用根拠の具体

的な記載が必要なことを明記する。

見直し後	現行
1 保有個人情報の一部を除いて開示する旨の決定または開示請求を認めない決定をしたときは、その理由を付記しなければならない。 2 前項の規定による理由の付記は、開示しないこととする根拠規定および当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。この場合において、保有個人情報の不存在的場合には、調査の経緯および不存在的であるとの判断に至った過程を付記しなければならない。	保有個人情報の一部を除いて開示する旨の決定または開示請求を認めない決定をしたときは、その理由を付記しなければならない。保有個人情報の不存在的場合には、調査の経緯および不存在的であるとの判断に至った過程を理由の中で明らかにしなければならない。

ケ 開示請求の対象となる保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合の手続について規定する。

見直し後	現行
1 保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、開示決定に先立ち、第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。 2 次のいずれかの保有個人情報を開示するときは、第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。 (1) 個人情報または法人等情報ではあるが、人の生命、財産等を保護するため、開示することが必要なもの (2) 個人の権利利益を保護するため特に必要な場合において裁量的開示をするもの 3 実施機関は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が開示に反対したときは、開示決定の日と公開をする日との間に2週間以上の期間を置き、開示決定をした旨等を第三者に通知する。	保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じてこれらのものの意見を聴くことができる。

コ 請求者が、正当な理由なく保有個人情報の開示に応じないときは、当該保有個人情報を開示したものとみなすとともに、この場合において写しの交付にかかる手数料を徴収する規定を設ける。

見直し後	現行
実施機関が保有個人情報の開示をするため、開示する日時および場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合に、実施機関が再度、開示をする日時および場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。この場合において、開示請求者が保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには開示手数料を徴収する	規定なし

サ 保有個人情報の開示を、写しの交付の方法により行う場合の開示手数料を徴収する規定を設ける。

見直し後	現行
1 実施機関が保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、開示手数料を徴収する。 写し（白黒）1枚につき 10円 写し（カラー）1枚につき 20円 2 保有個人情報の写しの交付を行う場合における当該写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。 3 実施機関は、特別の理由があると認めるときは、開示手数料を減額し、または免除することができる。	1 保有個人情報の開示、訂正、削除または目的外利用等の中止に要する費用は、無料とする。 2 保有個人情報の写しの交付を受ける請求者は、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

シ 第三者からの審査請求を却下または棄却する場合は、審査請求に対する裁決の日と保有個人情報の開示の日との間に最低2週間は置かなければならないこととする規定を設ける。

ス その他文言の整理等、所要の規定の整備を行う。

別紙 1 非公開情報新旧対照表（青梅市情報公開条例）

見直し後	現 行	備考
（公文書の公開義務） 第〇条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求にかかる公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。	（公開しないことができる公文書） 第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の公開をしないことができる。	
（1） 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところまたは実施機関が法律もしくはこれにもとづく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報	（5） 法令等の定めるところにより、公開することができないと認められる情報	
（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルムもしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）	（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令または条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、何人でも閲覧することができるとされている情報 イ 公表することを目的として実施機関が作成し、または取得した情報 ウ 法令等の規定にもとづく許可、認可、届出等の際もしくはそれらに類する場合に実施機関が作成し、または取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められる情報 エ 公務員の職務の遂行にかかる情報に含まれる当該公務員の職に関する情報	

見直し後	現 行	備考
の役員および職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行にかかる情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容にかかる部分		
（３） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	（２） 法人（国および地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等または当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 事業活動によって生じ、または生ずるおそれがある危害から人の生命、身体および健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ、または生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報 ウ アまたはイに掲げる情報に準ずる情報で、公開することが公益上特に必要であると認められるもの	
（４） 公にすることにより、人の生命、健康、生活または財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるもの	（４） 公開することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全に著しい支障が生ずるおそれがある情報	

見直し後	現 行	備考
(5) 市の機関および国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (6) 市の機関または国等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収にかかる事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉または争訟にかかる事務に関し、市または国等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理にかかる事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業または地方独立行政法人にかかる事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	(3) 市政執行に関する情報で、次に掲げるもの ア 市と国、地方公共団体または公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、委任、委託その他により、実施機関が作成し、または取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係または信頼関係が著しく損なわれると認められるもの ウ 市長を除く実施機関、市の執行機関の附属機関および専門委員ならびにこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議にかかる審議資料、議決事項、会議録その他の情報で、当該合議制機関等が公開しない旨の決定を行ったものおよび公開することにより当該合議制機関等の公正または円滑な議事運営に支障が生ずると認められるもの イ 市の機関内部もしくは機関相互間または市と国等との間における審議、協議、検討その他の意思形成過程における情報で、公開することにより、当該事務事業または同種の事務事業の公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの エ 市の機関または国もしくは他の地方公共団体の機関が行う監査、検査、指導、取締り、争訟、契約の予定価格、交渉の方針、用地買収計画、試験の問題、職員の身分取扱いその他実施機関が行う事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業の目的を失わせ、または当該事務事業もしくは将来の同種の事務事業の公正もしくは円滑な執行を著しく困難にすると認められるもの	

別紙 2 非開示情報新旧対照表（青梅市個人情報保護条例）

見直し後	現 行	備考
（保有個人情報の開示義務） 第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求にかかる保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	（開示しないことができる保有個人情報） 第14条 実施機関は、開示請求にかかる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。	
（1） 法令等の定めるところまたは実施機関が法律もしくはこれにもとづく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示等により、開示することができないと認められる情報	（1） 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。	
（2） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）もしくは個人識別符号が含まれるものまたは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員および職員をいう。）	（4） 当該保有個人情報を開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。	

見直し後	現 行	備考
である場合において、当該情報がその職務の遂行にかかる情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容にかかる部分		
(3) 法人等に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 ア 開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	(4) 当該保有個人情報を開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。	
(4) 開示することにより、人の生命、健康、生活または財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるもの	(3) 当該保有個人情報を開示することにより事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。	
(5) 市の機関および国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(3) 当該保有個人情報を開示することにより事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。	
(6) 市の機関または国等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収にかかる事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉または争訟にかかる事務に関し、市または国等の	(2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する保有個人情報であって、開示しないことに正当な理由があるとき。 (3) 当該保有個人情報を開示することにより事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。	

見直し後	現 行	備考
財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談等にかかる事務に関し、当該事務もしくは同種の事務の目的が達成できなくなり、またはこれらの事務の公正もしくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ エ 調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ オ 人事管理にかかる事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業または地方独立行政法人にかかる事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ		
(7) 未成年者または成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者または当該成年被後見人の利益に反すると認められるとき。	(5) 未成年者または成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者または当該成年被後見人の利益に反すると認められるとき。	

○青梅市情報公開条例および青梅市個人情報保護条例の改正 についての意見募集用紙

青梅市情報公開条例および青梅市個人情報保護条例の改正について、
意見を提出します。

住所 _____

氏名 _____ 年齢 _____

※全てご記入ください

(ご意見記入欄)

※該当する事項のページ数、行数等、具体的箇所を明示してください。
※書ききれない場合は裏面または別紙(任意様式)にご記入ください。
※ご意見に対して個別の回答はいたしません。
※お名前・ご住所等は公表いたしません。

《ご意見の提出先》

■青梅市総務部文書法制課

〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1

FAX : 0428-22-3508 Eメール : div0513@city.ome.lg.jp

郵送、FAX、電子メールまたは直接文書法制課(本庁舎4階)へご持参ください。

募集期間 平成30年7月4日(水)～17日(火) ※消印有効